

令和 5 年度

在宅障害者多機能支援施設 ラボラーレ

事業計画書



みんなの「生きる」を
社会福祉に

令和5年度ラボラーレ（桃生）事業計画書

1.はじめに

日頃よりご利用者様、ご家族様そして関係する皆様にたくさんのご協力を頂いていること感謝致します。

令和5年度は、安心できる環境のもと、ご利用者様、職員ともに潜在能力を最大限発揮できるよう、一人ひとりが有意識のもと行動して参ります。働き方の変化、物価の上昇など、あらゆる変化の中で、対応力が求められるところですが、職員一人ひとりが観察力、思考力、判断力、改善力、行動力を高め、個人の成長と組織としての成長を大切にして参ります。これまで積み上げた土台と日々のコミュニケーションを円滑に、目的や方針の共有、チームワークと職員一丸となり、何よりも「ラボラーレに来てよかった」「今日も楽しかった」と感じて頂けるよう邁進して参ります。

また、地域との関わり、つながりを大切に、より安心できる場の構築にも努めて参ります。

2. 施設理念

当施設の名称である「ラボラーレ」とはラテン語で『働く』という意味です。関わる全ての皆様、ひとりひとりを大切に、個々の能力や得意な事を活かし、ひとりひとりに役割があることを理解しあい、役に立っていることを感じ、互いに向上できる環境をサービスを通して確立していくこととする。

3. 施設経営方針

在宅障がい者多機能支援施設ラボラーレは、関係法令を遵守するとともに『法人経営理念』の『参加』・『創出』・『生活』・『安心』・『安全』を基本に、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立った個別支援計画を作成し、適切且つ良質なサービスを提供できるように努めます。施設を利用することにより、利用者の社会的孤立感の解消、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図って参ります。

また、これまで以上に地域への社会参加を積極的に図っていく方針で参ります。

4. 施設サービス基本方針

施設サービス 基本方針	<p>(1) ご利用者様の個性を尊重したその人らしい生活を過ごして頂くため、アセスメントシートを適切に活用し、ご利用者様との日頃の関わりを大切にその中で得る『気づき』をひとつひとつ形にできるサービスの提供に努めます。</p> <p>(2) 地域福祉の拠点としての自覚を持ちご利用者様、家族、地域住民、団体、公共機関との交流の機会と交流を深め、繋がりを築き、互いに成長する施設を目指し努めます。</p> <p>(3) 職員が、得意を活かし能力を発揮できる役割を設け、職員のチームワークを築くことでサービスの質の向上へ繋げられる体制を整備する。また職員相互の連携を確立しやり甲斐や達成感を感じながら楽しく業務へ望む環境こそがサービスを受けるご利用者様にとって最良のサービスであることを念頭に業務へ努めます。</p> <p>(4) 挨拶、笑顔、5S（清掃・清潔・整理・整頓・しつけ（習慣））の取り組みで誰もが安心して活動できる施設づくりに努めます。</p>
----------------	---

5. 事業営業日、営業時間及び事業実施地域

- (1) 営業日 月～金曜日（祝祭日も実施）
※12月29日～1月3日まで休み
- (2) 営業時間 午前8：15～午後5時15分
- (3) 実施地域 石巻市、登米市、東松島市、他（一部地域を除く）

6. 職員の定数及び配置状況

職名	施設長	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	職業指導員	目標工賃達成指導員	機能訓練指導員(嘱託)	非常勤医師
定数	1名	1名	1名	14名	1名	1名	1名	1名

※常勤換算数ではなく現員表示

7. 職務分担及び職務の内容

- ・社会福祉法人ふれあいの里「就業規則」に基づき下記の業務を分担し、より良いサービス体制を構築する。

施設として、部門として、すべきことを明確にするため下記の職務分担表を作成する。

職 種	氏 名	業 務 内 容
施設長	萬代 美保	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会決定事項の執行に関する事。 ・施設運営管理の総括に関する事。 ・職員の人事、給与、服務に関する事。 ・職員の勤務、研修、出張に関する事。 ・職員の労務管理に関する事。 ・職員の目標管理・評価、人事考課に関する事。 ・関係法令、諸規則の遵守に関する事（法令遵守担当者）。 ・関係機関、団体、地域社会との連携に関する事。 ・年間行事計画の策定と実施に関する事。 ・会計業務並びに管理に関する事（会計責任者）。 ・契約に関する業務（契約責任者）。 ・予算の策定及び執行計画に関する事（予算管理責任者） ・施設苦情解決に関する事。（苦情解決責任者） ・権利擁護に関する事。（虐待防止責任者） ・資産、設備、備品等の管理保全に関する事。 ・法令等の遵守義務の周知徹底に関する事。 ・事業計画書・報告書並びに予算、決算事務に関する事。 ・公印の保管に関する事。 ・補助金の申請・請求に関する事。 ・施設委員会及び会議の統括に関する事。 ・防火管理に関する事（防火権原者） ・安全運転及び公用車の運行管理に関する事（運行管理責任者） ・地域における公益的な取り組みの進捗管理に関する事。
全体主任 生活支援員	遠藤 洋徳	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営管理の統括に関する事 ・職員の人材育成、目標管理・評価、人事考課に関する事。 ・補助金、契約に関する業務 ・関係機関、団体、地域社会との連携に関する事。 ・関係諸機関との連絡調整 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・苦情に関する業務 ・施設、敷地内環境整備、設備に関する業務 ・生産物に関する業務ならびに関係業者との連絡調整 ほか

		か
全体主任 生活支援員	佐々木 央	<ul style="list-style-type: none"> ・施設運営管理の統括に関すること ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）に係る事務 ・石巻「食」の自立支援請求に関する業務 ・会計に関する業務 ・ITに関する業務 ・防火、防災に関する業務（防火管理者） ・補助金、契約に関する業務 ・関係機関、団体、地域社会との連携に関すること。 ・関係諸機関との連絡調整 ・人材育成に関する業務 ・職員の目標管理・評価、人事考課に関すること。 ・利用者の生活支援に関する業務 ・送迎車運行管理、調整、車両に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・施設、敷地内環境整備、設備に関する業務 ・ほか
サービス部署主任 生活支援員 (育休中)	阿部 麻美	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する業務 ・利用者の生活支援に関する業務 ・利用予定日の確認、調整 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・会計に関する業務 ・ほか

<p>サービス部署主任 生活支援員</p>	<p>沖津 芳恵</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に関する業務 ・利用者の生活支援に関する業務 ・利用予定日の確認、調整 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・会計に関する業務 ・年間行事計画の策定と実施に関すること。 ・見学ならびに実習に関する業務 ・苦情に関する業務 ・施設設備に関する業務 ・契約に関する業務 ・ほか
<p>サービス管理責任者</p>	<p>島本 洋輔</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容と実施にかかる管理 ・利用者利用に係るアセスメント、個別支援計画の作成、モニタリングほかのとりまとめ ・利用者の生活支援・職業訓練指導・就労支援に関する業務の統括 ・人材育成に関する業務 ・関係諸機関との連絡調整 ・利用者の就労支援に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の就労に関する関係機関との連絡調整 実習先の開拓、相談等 実習中の利用者状況の把握と連絡調整等 就労に関する相談 就労後の定着に向けた継続的な支援業務 就労に関する研修、打ち合わせ等への参加 ・関係諸機関との連絡調整 ・見学ならびに実習に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務のとりまとめ ・苦情に関する業務 ・施設設備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・契約に関する業務 ・ほか

看護師	三田真紀子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援、看護に関する業務ならびにとりまとめ ・利用者及び職員の健康に関する業務 ・薬品の整理保管に関する業務 ・利用者、職員の健康に関する計画、周知、実施に関する業務 ・嘱託医・協力医療機関との連絡調整 ・災害、緊急医療対応 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・捕装具等に関する業務 ・利用予定日の確認、調整 ・ほか
目標工賃達成指導員	若山 幸子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の工賃に関する業務 ・生産物販売に関する業務 ・利用者の職業訓練指導に関する業務 ・手作り生産に関する業務ならびに関係業者との連絡調整 ・販売に関する業務 ・パン工房設備の維持、保全、工房内の安全・衛生に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・ほか
職業指導員	伊藤 しず香	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の職業訓練指導に関する業務 ・職業訓練指導に係る機関との連絡調整 ・生産物販売に関する ・送迎に関する業務 ・利用予定日の確認、調整 ・ほか
生活支援員	佐藤 かほる	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・手作り生産に関する業務ならびに関係業者との連絡調整 ・パンの販売に関する業務 ・パン工房設備の維持、保全、工房内の安全・衛生に関する業務 ・嗜好、残食等の調査 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか

生活支援員	阿部 修治	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・ほか
生活支援員	伊藤 安彦	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・送迎に関する業務 ・利用者の工賃に関する業務 ・国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求業務 ・地域生活支援事業（日中一時支援事業）に係る事務 ・利用予定日の確認、調整 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務・ほか
生活支援員 調理員	佐々木 宗子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・送迎に関する業務 ・厨房事業に係る業務ならびに業者との連絡調整 ・厨房設備の維持、保全、厨房の安全、衛生に関する業務 ・嗜好、残食等の調査 ・会計に関する業務 ・消耗品在庫確認ならびに補充に関する業務 ・ほか
生活支援員	石川 恵一	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・車両に関する業務 ・ほか
生活支援員	津田 晃宏	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・送迎に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか
生活支援員	遊佐 佳子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・送迎に関する業務 ・消耗品在庫確認ならびに補充に関する業務 ・ほか
生活支援員	鹿野 達也	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか

生活支援員	四倉 恵津子	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか
生活支援員	八木 初枝	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活支援に関する業務 ・施設、敷地内環境整備に関する業務 ・施設内感染予防、対策に関する業務 ・ほか
非常勤医師	宮崎 裕	・利用者に医療措置が必要になった際の対応
機能訓練指導員 理学療法士(嘱託)	氏家 鈴江	・利用者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練

8. 事業の種類及びサービスの内容

事業名	定員	サービス内容及び対象者
生活介護	14名	<p>障害者支援施設等において、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。</p> <p>【対象者】 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>(1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者 (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者</p>

<p>自立訓練（生活訓練）</p>	<p>6名</p>	<p>障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通い、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>6名 (平成28年5月から休止)</p>	<p>就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】①就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望するもの</p> <p>※ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。</p>

<p>就労継続支援 B 型</p>	<p>20 名</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>【対象者】 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。</p> <p>① 就労経験がある方であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方</p> <p>② 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者</p> <p>③ ①、②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経て、市区町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者</p>
<p>日中一時支援</p>	<p>5 名</p>	<p>障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。</p> <p>日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた事業を行う。</p>

9. 各委員会活動計画

委員会名	担当者	業務内容
防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 萬代 美保 (防火権原者) ☆ 佐々木 央 (防火管理者) ・ 遠藤 洋徳 ・ 阿部 修治 ・ 伊藤 安彦 ・ 石川 恵一 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災計画の立案及び作成 ② 管轄消防機関との連絡調整 ③ 消防設備業者との連絡調整 ④ 消防用設備の点検 ⑤ 業務完了時の防災点検（別紙点検表のとおり） ⑥ 避難訓練の企画立案 ⑦ 消防計画及び避難マニュアルの周知徹底 ⑧ 災害時には利用者に関わる情報を家族に伝えるとともに諸機関からの必要な情報を収集する。 ⑨ 災害発生時における関係機関ならびに利用者の避難場所等との連絡、調整
衛生・感染症対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 三田 真紀子 ・ 沖津 芳恵 ・ 伊藤 安彦 ・ 津田 晃宏 ・ 若山 幸子 ・ 遊佐 佳子 ・ 四倉 恵津子 ・ 鹿野 達也 ・ 八木 初枝 	<p>(1) 衛生委員会の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の危険・健康障害を防止するための措置 ② 健康診断の実施、その他健康の保持促進のための措置 ③ 施設内感染の予防（ノロウイルス及びインフルエンザ等の蔓延防止策の検討、対応） <p>(2) 担当者の行う業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康に異常のある者の発見と適切な処置 ② 作業環境の衛生に関すること ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善、対応 ④ 労働衛生保護具、緊急用の用具などの点検および整備 ⑤ 衛生教育、健康診断、その他労働者の健康保持に必要な事項 ⑥ 利用者の健康に関する統計の作成 ⑦ 記録の整備 ⑧ 健康診断実施機関との連絡調整 ⑨ 環境整備
苦情処理対策委員会	<p>(苦情解決責任者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 萬代 美保 (苦情受付窓口・担当者) ☆ 遠藤 洋徳 沖津 芳恵 	<p>(1) 苦情処理対策委員会の業務</p> <p>障害者自立支援サービスや介護保険サービス又は保険外の福祉サービスの利用者及び家族、地域住民からの苦情に適切に対応し、各種サービスの利用者等の満足度を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者等が各種サービスを適切に利用できるように支援し、苦情の</p>

		<p>解決に当たっては、客観的なルールにより円滑・円満に解決するため、第三者委員及び関係機関と協議しながら解決することを業務とする。</p> <p>(2) 委員会が業務の対象とする苦情の範囲</p> <p>①特定の利用者等からの各種サービス及び販売商品に関する苦情</p> <p>②各種サービスにかかる処遇の内容についての苦情</p> <p>③各種サービスの利用契約、業務委託契約の締結、履行に関する苦情</p> <p>④不特定の利用者などから受ける各種サービスに関する申し立て。</p> <p>(3) 苦情申し立ての受入体制</p> <p>①直接口頭によるもの</p> <p>②書面、電話、投書箱、郵送、代理人などあらゆる申し立てに誠意をもって応じ、申し立ての便宜を図るため窓口に書面(苦情受付記録簿)や投書箱を用意する。</p>
リスクマネジメント委員会	<p>☆遠藤 洋徳</p> <p>・津田 晃宏</p> <p>・阿部 修治</p> <p>・伊藤 安彦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務安全のための教育 ・事故発生時要因の分析と再発防止策の検討 ・KYTの実施
サービス向上委員会	<p>☆島本 洋輔</p> <p>・伊藤 しず香</p> <p>・佐々木 宗子</p> <p>・阿部 麻美</p> <p>・佐藤 かほる</p>	<p>①利用者のサービス向上の検討</p> <p>②個別ニーズに応じた支援計画の作成</p> <p>③サービス提供上の諸問題を検討</p> <p>④日常の活動状況を把握し、利用者が意欲をもってサービスを受容できるよう動機づけ</p> <p>⑤利用者各々の適正に応じた業務内容の構築</p> <p>⑥利用者の嗜好に応じた献立の作成</p> <p>⑦行事食や季節に応じた献立の作成</p>
行事委員会	<p>☆沖津 芳恵</p> <p>・遊佐 佳子</p> <p>・石川 恵一</p> <p>・佐々木 宗子</p> <p>・伊藤 しず香</p> <p>・阿部 修治</p>	<p>利用者の希望を取り入れながら、多様な行事を企画立案し、施設の生活をより豊かにしていく計画を作成することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間行事計画の作成、執行

<p>広報委員会</p>	<p>☆佐々木 央 ・島本 洋輔 ・若山 幸子</p>	<p>ご家族や地域の皆様、関係諸機関へ施設での活動の様子や施設の特色を感じていただけるよう工夫する。</p> <p>① ご家族様へ施設での生活の様子を一目で感じて頂ける工夫（毎月、活動お便りの発行） ② 各種行事の案内文の作成及び活動、ボランティア活動等に対する広報活動 ③ 施設で行われる各種行事や訪問等の広報ならびに写真の撮影 ④ 生產品に係る宣伝、広告の作成 ⑤ 生產品の販売ルートの維持・構築 ⑥ ホームページの更新</p>
<p>身体拘束 廃止委員会</p>	<p>☆沖津 芳恵 ・全職員</p>	<p>施設において「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束が行われないよう。定期的な研修及び検討会を開催する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当する場合であっても必ずカンファレンスを実施し利用者及び家族に対して説明及び同意を得るとともに、経過観察・再検討を所定の様式を用いて毎月行うこととする。</p>
<p>虐待防止委員会</p>	<p>（虐待防止責任者） ・萬代 美保 ☆遠藤 洋徳 ・全職員</p>	<p>虐待防止のための定期的な研修開催、検討結果の周知を行う。</p>

※ “☆” 印は、委員会の委員長とする。

10. 生活介護事業計画

【現状】

利用者様の心身状況の確認・把握を行いながら、その時々に応じた支援ができるよう努めている。コロナ禍ということもあり、稼働率が月によっては100%をきってしまうこともあったが、100%前後を維持することができている。利用者様の変化にいち早く気づき対応できることで、本人の体調の安定、長期にわたる不調や欠席を防ぐことが可能となる。また、感染症対策を徹底し、支援方法や活動内容の見直しと改善を行いながら、安心・安全に施設サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。日々の活動内容としても、本人の心身状況を考慮し、安全な活動環境の調整をしながら、一人ひとりの嗜好を取り入れ、可能性を引き出せるような活動提供を行っている。個別支援計画に基づいた根拠ある支援を念頭に置き、ニーズの充足と利用者様の気持ちに寄り添った行動ができるよう努めている。

【課題】

- ① 利用者様の心身の健康維持と安定した通所の確保。
- ② 感染症対策を徹底しながらのサービス提供。
- ③ 個別支援計画に基づいた、丁寧なサービス提供。
- ④ 職員一人ひとりのサービスの質の向上。

【行動目標】

- ① 利用者様の心身状況の確認と把握。その時々状態に応じた支援の実施。
- ② 手洗い、手指消毒、換気の徹底。感染症対策を意識した環境整備の実施。
- ③ アセスメントの再確認と個別支援計画の把握。それに基づいたサービス提供。
- ④ 対人援助技術、介護技術の再確認と新しいスキルの習得。

【活動計画の内容について】

- 感染症対策を徹底しながらの日中活動の提供（その都度の見直しと改善）
- 趣向を取り入れたレクリエーションの実施
- 利用者様一人ひとりの新しい発見やできることを見つけられる支援
- 季節ごとの施設内装飾物の作成や施設内イベントで使用する物品作成
- 季節ごとのイベントの企画と実施（ミニお祭り・運動会・クリスマス会など）
- 書道展等へ向けた作品制作と出展
- 余暇支援
- 作業提供
- 野外活動
- 植物の栽培体験
- ドライブや買い物支援
- 理学療法士との連携。指導や助言を下に、日常動作や日々の活動内容に取り組んでいく。

1.1.自立訓練事業計画

【現状】

「気づき」「安心」「安全」「継続通所」を中心にし、職員内で連携を取り支援を行っている。

利用者様個々の障害特性、現状やニーズを把握し、状況に応じた作業環境や支援体制を調整し対応している。特に、各々のストレングスに焦点を当て、得意な事や好きな事を発掘し活動に反映させる事で、活動意欲の向上・自信につなげ、できることや生活の幅を段階的に広げていけるよう支援を行っている。

活動内容においては、通所リズムの確立や生活動作の獲得を目標とした個別訓練、F&Cと連携し、個別に合わせた環境や作業を提供、ボランティア活動で町内や町外にゴミ拾いに行き、すれ違う町民の方へ挨拶の練習を行う等、それぞれの個別支援計画に沿った活動・支援ができるよう努めている。個別活動では、ご家族様や関係機関と連携を取りながら、通所継続・体調管理・挨拶等の基本的な生活能力を基盤とし、将来に向けたスキルアップの機会が提供できるよう支援を行っている。集団活動では、人とのかわりを通してコミュニケーション能力の向上や社会的マナーの習得といった生活スキルの獲得や、作業経験の積み重ねによる仕事への意識の定着や、集団の中での個としての役割の確立等が図れるよう取り組んでいる。日常生活を送るうえで必要な事項を繰り返して訓練し習得することで、自立に向けた実践的取り組みができるよう支援を行っている。

解決が施設内では難しい課題も多くあったが、家族、関係機関、時には外部の機関(宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」)との連携を図りながら、本人に合った支援方法を提供しています。

あわせて、利用者様の体調面には十分に注意し、気持ちに寄り添い、気づき・安心・安全の意識のもとで継続して通所していただけるように努めている。

【課題】

- ① 稼働率の向上。
- ② 利用者様が安心・安全な気持ちで体調を崩すこと無く継続して通所出来る様に支援が必要である。
- ③ 利用者様への個々に合わせた伝え方(言葉のトーンや口調、短文で分かりやすく話す、紙に字を書く、写真を見せるなど)の工夫がより必要である。
あわせて、それぞれの利用者様の障害特性やその日の状況に合わせた柔軟な活動の提供のために、環境の整備や関わり方への配慮がより必要である。
- ④ 作業や活動内容が固定化されており、様々な事への挑戦が提供できていない為、個々の利用者様の可能性を広げる訓練の提供が十分とは言えない。
- ⑤今年度、自立訓練サービス利用の利用者様が増えています。個別に対応が必要な利用者様もいる為、一人ひとり丁寧で適切な支援の維持が求められる。

【行動目標】

- ① 現在利用されている利用者様が継続して通所できるよう、日々の関わり方や支援に満足していただけるようなサービスを提供していく事を前提に、関係機関への働きかけから、新規の利用者様の通所に繋がる取り組みを行っていく。
- ② 本人の不安や悩みなどを速やかに解決し、利用者様の気持ちに寄り添い、個々の目的を持ちながら利用者様が「明日もうボラーレに行きたい」と思い、安心・安全な気持ちで継続通所していただけるよう支援をしていく。
- ③ 日々のやり取りを通じ信頼関係を築き本人の特性の理解に努め、個々に合わせたやり取りや伝達方法で分かりやすく伝えることで、本人が安心を感じられるやりとりやスムーズな行動につなげていく。
それぞれの課題に関しては、職員内で連携、話し合い、専門機関から助言も頂きながら効果的な支援に繋がる様に、職員全体で体制を整える。
- ④ 一人ひとりの特性などを理解し個々に合わせた環境のもと、作業だけに囚われず広い視野と職員内で連携を取りながら様々な活動や訓練の提供を行う。
- ⑤ 複数の人が関わり、どの職員でも同様な支援、対応ができるようにしていく必要がある。職員同士で声を掛け合い、連携を取り、偏りのない支援を行っていく。

12. 作業種別毎の計画

(1) パン事業

【現状】

個別支援計画に基づきながら、一人一人の障害特性に合わせ、生地のコね方・分割・計量、パイやブレッドの成形、袋入れ、洗い物、拭き方、ラベル貼り、販売活動（品出し・声かけ・金銭や商品の受け渡し）など多岐に渡り、一緒にステップアップできるよう支援している。

令和5年度はそれぞれのニーズ達成に向けての支援に注力する事を第一にし、これらの現状をより良いものにする為の挑戦に取り組んでいきたいと考えている。

【課題】

- ① 個々の特性を活かし、目標達成が出来るよう、作業の細分化と見直しが必要とされている。
- ② 販路の拡大・開拓。定期購入していただける固定客の獲得。
- ③ 生産性の向上。
- ④ 新商品の開発。原材料の高騰に伴い、価格帯の検討と見直し。
- ⑤ 発注業務・在庫管理ができる職員を増やし層を厚くする。
- ⑥ 衛生管理、異物混入防止。

【行動目標】

- ① 生地に触れることだけにとらわれず、様々な作業に取り組めるよう、個別支援計画に応じた支援を提供していく。利用者様が気付いて発信できるような環境を整えることも必要。また、依頼された作業に責任をもって取り組めるよう意識づけを行っていく。そのためにも、集中して作業に取り組めるための環境を整えたり、利用者様、個々の特性を把握し個別支援計画に応じた支援を提供しニーズの達成を目指していく。
- ② 販路の開拓を行い、新規顧客を獲得しながら、売り上げ目標の達成を目指す。お客様の趣味趣向を把握し、お客様の求めるパンを提供する。外部販売の機会を増やすだけでなく、内部での季節に合わせたイベントパンの機会を増やし、確実に目標達成ができるようにする。また、公共施設や福祉施設等でのイベントで利用して頂けるような商品の提案を行っていく。ラポラーレの商品に利用価値を感じ、長期的に継続して購入して頂けるよう積極的にアプローチしていく。
- ③ 日々、改善案を出し合いながらチームワークを強みに向上にあたる。メニュー内容や製造工程の見直し、利用者様に提供する作業など、効率化や簡易化も視野に入れて生産性の向上を図る。
- ④ 定期的に原材料の価格帯を確認しながら、商品の価格帯の変更を行っていく。引き続き、新たな商品を考案しながら、検討や見直しを行っていく。収益アップのためにも高価格帯の商品もさらに検討していく。
- ⑤ 発注業務・在庫管理ができる職員が増えることで、より層を厚くし効率よく確実に作業を進めることができる。ミスが発生しない仕組み作りを獲得する。また、その他の業務も声を掛け合い連携し共有を図っていく。
- ⑥ お客様の信頼を大切に、食品衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理を徹底し、健康管理や清潔な作業着の着用等、利用者様とともに意識を高めていく事とする。必要時は厨房とも連携しながら、衛生管理、異物混入・食品事故に十分に気を付けていく。

	令和4年度売上見込み	令和5年度売上目標
内部販売 (パン給食)	243,000円	260,000円
外部販売	2,350,000円	3,750,000円

(2) F&C 事業

■公園管理（登米市受託・登米市公園3箇所）

【現 状】

- ・ 利用者様一人一人のアセスメント情報、個別支援計画の把握に努め、個々の障害特性や目標、ニーズに合わせ、作業環境を調整しながら、安心安全に作業に取り組めるよう支援している。
- ・ 利用者様個々の理解度が異なる為、利用者様一人一人に合わせ、本人に分かりやすい言葉で作業目的、役割、重要性の説明や助言を行い、スムーズに作業に取り組めるよう支援している。また評価、振り返りを行い、次の課題を見つけ本人の成長に結び付けている。
- ・ 施設外就労に関わる事で、利用者様の社会参加を促し、就労意欲の向上、工賃アップを目指しながら、地域の方との交流の中でのあいさつ、言葉遣い、身だしなみなど社会的マナーを学ぶ場に繋げている。

【課 題】

- ① 日々の利用者様の体調やストレスの状態に合わせ、作業の内容や利用者様個々に対する環境面の配慮、関わりが必要である。
- ② 施設外に出て働く事で、地域との関わりや利用者様同士のコミュニケーション能力の向上、社会的マナーの習得に意識が向くような働きかけが必要である。
- ③ 作業における事故やケガへの安全面への配慮が必要。

【目標の確保】

- ① 利用者様一人一人に寄り添い、コミュニケーションを図りながら日々の状況把握に努め、ご家族や関係機関との連携、情報共有から、精神の安定状態が保てるよう作業内容や作業環境の調整を行い、安心安全に作業に取り組める支援を行っていく。
- ② 施設の外に出る事でより社会との関わりが生まれ、自分に必要なことやどんな部分に気を付けなければいけないかを助言しながら、社会人としてのスキルアップに繋がるよう、作業態度、意識付けを行っていく必要がある。
- ③ 作業が始まる前に各個人が理解できるよう作業の説明をしっかり行い、作業道具の使い方や危険箇所への立ち入り、環境面での注意すべきポイントなどを伝え、事故やケガへつながらない様、万全の対策を施していく。また夏場の熱中症予防や気温の寒暖における衣類の調整など、体調を崩す事の無い様、本人と話し合いながら取り組んでいく。

令和5年度は、引き続き豊里3公園（仲の松、下屋浦、豊里駅前公園）の作業委託を受け、売上の確保を維持し、利用者様の施設外での就労の機会を設ける事で、将来的な障がい者雇用に繋がるよう支援計画の目標を意識しながら取り組んでいく。

また作業受託費用については、昨今の世界情勢における物価の高騰を踏まえ、登米市へ作業単価の引き上げを可能な限りの交渉を行う。

■イチゴ生産

【現 状】

- ・ イチゴの栽培時期のピークが夏場に重なり、作業時間帯のハウス内温度が常に高い状態にある為、作業前の体調確認と作業中の利用者様個々の体調管理を行い、こまめな休憩と水分補給などで熱中症に繋がらないよう対策を施している。
- ・ イチゴ栽培における植え付けの準備から手入れ、収穫に至るまでを多くの利用者様で協力し、利用者様毎に関わる作業は異なるが、同じ作業を繰り返し経験を積むことで、作業能力の向上に結び付いている。
- ・ 利用者様の能力に応じた作業提供を行う中で、個々の利用者様に対し、毎回作業の目的や目標を確認している。そうすることで、作業に取り組む姿勢にも集中力が増し、正確かつ丁寧な作業に繋がっている。その時の作業目標、終わりを見える形で設定することで、利用者様の達成感や自信にもつながっている。

【課 題】

- ① イチゴ栽培における栽培技術は向上しているが、主要取引先毎の要求に沿った製品を作り分ける必要があり、こまめな手入れの見直しと手入れにばらつきが生まれにくい様、携わる職員の情報のすり合わせを定期的に行う必要がある。
- ② 売上額を上げる為には販路拡大は必要ではあるが、収穫以降の納品準備に至るまでの工数不足に対し対策を講じる必要がある。
- ③ 夏場のハウス内作業は常時気温が高く、熱中症などの危険性を伴う為、収穫や手入れ以外の作業で利用者様が取り組める新たな作業の構築と環境を整備する必要がある。
- ④ 売上額への達成に向け、定期的に進捗管理と、現状課題を明確化し、その都度話し合いを設けながら対策を講じていく必要がある。

【行動目標】

- ① 取引先毎に要求されるイチゴのサイズが異なる為、栽培ベンチ毎に栽培手順や手入れ方法を取り決めし、定期的に見直しを行いながら、出荷が止まる事の無い様、職員間で相談しながら取り組んでいく。
- ② 職員の工数が夏場は他の野菜の作業や支援と重なり、職員の収容できる能力を超える為、収穫以降の作業を利用者様も携われるような環境の整備と教育を行い、工数の不足分を賄っていく。
- ③ 冬場の徹底した土壌消毒を実施してからは定期的な病害虫防除の消毒散布のみで致命的な大きな被害は出ていない。今後、考えなければならないのは手入れの方法次第で収穫に大きく影響することが判明した為、今後はこまめに手入れ方法に見直しをかけ、定期的に進捗を管理しながら課題解決を行い、売上額の達成に繋げていく。

■畑・ハウス

【現状】

- 野菜栽培においては、利用者様と共に、播種から収穫、製品づくり、出荷準備、納品など様々な作業に取り組み、それぞれの能力に応じて互いに協力して行えるよう支援している。
- コロナ禍において対面販売の自粛が続いているため、主に(有)ファーストギルドを通じたウジエスーパーへの野菜の販売を行っている。多種にわたる野菜を栽培する事で、一年を通して野菜の納品を行う事が出来ており、宮城県全域にラポラーレを周知する形となっている。また、利用者様にも納品に携わって頂きながら、実際の物流現場を見学する事で、就労に向けての実践的な訓練を行っている。その他、利用者様やご家族へ向けた野菜の内部販売にも力を入れ、好評を頂いている。
- ねぎ栽培においては、登米市学校給食センター（南部、北部）へ納品している。今年度も受注量が減少しており、ウジエスーパーの産直コーナーで販売する事で補う事が出来ている。安定した製品化作りが求められる中で、利用者様の得意不得意を理解したうえで作業分担やローテーションを行い、役割を確認し皆で一つの作業を協力しながら成し遂げる雰囲気づくりに配慮している。
- 請負作業においては、近隣の園芸農家からの花の種まき、手入れ、ぼっと並べ、木材業者からの薪入れといった作業を継続して行っている。また、新たに令和4年度より「KEN(楸)」より液体肥料の製品化の委託を受け、取り組んでいる。手先の器用さが求められる作業ではあるが、利用者様の特性を理解した道具や環境の調整、繰り返し訓練を行う事で作業精度の向上も見られている。

【課題】

- ①利用者様一人一人の強みを活かし可能性を引き出せる支援は今後も継続して取り組み、ニーズの達成と生産性の向上を両立していく。
- ②夏季にはイチゴ生産とねぎ栽培、公園管理、請負作業と多岐にわたるため、安全第一のもと、作業に遅れが出ないようにする必要がある。また、暑さによる利用者様、職員の健康管理にも留意しなければならない。
- ③冬季のねぎの保存場所の確保、長期保存しても品質を保持する方法の確立に課題（品質の低下したねぎに関しては、販売価格を引き下げる結果となる。）冬場の、利用者様に提供する作業の減少。
- ④委託を受けている作業については、外部業者からラポラーレを信頼し任されているという自覚と責任感への意識を、さらに高めていかなければならない。また、関連するすべての方々との繋がりを大切にし、利用者様へもその大切さを伝え続けていく必要がある。

【行動目標】

- ① 利用者様の特性、能力を知り、それぞれに適した作業提供を行う事で効率的で生産性のある作業が出来るよう支援する。作業を細分化し、準備する事で、強みと可能性を引き出せるように支援していく事とする。
- ② 安心安全を意識した作業の事前準備を職員間でしっかりと組み立て、綿密に連携を図りながら計画性を持ったスケジュールの管理のもと進めていく。
- ③ 一年を通じて安定した野菜の出荷ができるよう栽培計画を立てていく。また、ねぎ他、収穫した野菜については、品質を維持できる保存方法を調査し確立していく。新たな作業確保の検討も必要。
- ④ 請け負った作業は納期を厳守し、丁寧、確実に行う事で信用、信頼を維持する。取り組む利用者様方にも作業内容の説明のみではなく、その委託された商品の流通経路まで把握していただく事で、より責任感とやりがいを持って作業に取り組めるような支援を行なっていく。

令和5年 F&C 売上計画見込み

		内訳	合計
作業受託	アシュウ	300,000	880,000
	伊藤木材	100,000	
	KEN	30,000	
	公園	450,000	
いちご	アルパジョン	700,000	1,650,000
	フェブリエ	400,000	
	山と田んぼ	150,000	
	トマベリー	120,000	
	利用者・パン	60,000	
	ファーストギルド	220,000	
ねぎ	給食センター	300,000	890,000
	ファーストギルド	390,000	
	厨房・利用者	200,000	
野菜他	にんにく	100,000	470,000
	スナップエンドウ	60,000	
	ブルーベリー	70,000	
	じゃがいも	70,000	
	枝豆	40,000	
	サニーレタス	130,000	
TOTAL			3,890,000

上記の売上計画を元に、令和5年については、課題を先延ばしせず、その都度話し合いを設けながら対策を講じ、着実に計画に沿って、各事業の目標を達成していきます。

(3) 厨房事業

【現状】

個別支援計画に基づき支援を行なっている。利用者様の掲げている目標を念頭におき個々の目標に合わせてながら作業の提供をしています。個々の特性を把握し、得意な作業、不得意な作業さまざまではありますが、個々の能力ややる気を最大限に生かせるよう、日々作業に取り組んでいます。障害の特性に応じた支援、声掛けの方法なども工夫しながら日々作業に取り組んでおります。

主な作業内容としては、昼食づくり、食器の準備、弁当作り、ランチ作り、食器の洗浄、拭き方、片付け、厨房内の清掃を行なっています。

コロナ禍において、毎日、衛生面や体調面の確認を徹底し、感染症防止にも取り組んでいます。

【課題】

- ① 作業ありきにならないように個々の目標を意識しながら進める。
- ② 障害特性に応じ、利用者様へ伝わる指示の出し方。
- ③ 衛生面の徹底。(作業毎に手袋の交換) 異物混入なく安全な食事提供。
- ④ 体調確認の徹底。
- ⑤ 安全の確保。
- ⑥ 収益アップ。販路開拓。利用者様が出来る工程を増やす。
- ⑦ 支出費用の減。
- ⑧ 残食を減らす

【行動目標】

- ① 個別支援計画で掲げている目標を意識しながら、作業は利用者様の目標達成の為の手段であることを忘れずに取り組む。
- ② 作業指示のタイミングや声のトーン、内容や伝え方を工夫して支援する。
- ③ 異物混入を防ぐため、清潔を心掛け、身だしなみ、服装を整えて作業に従事する。作業に入った後も清潔な作業を徹底していく。作業毎の手袋交換も徹底する。
- ④ 作業前の体調確認、作業後の疲労の確認の声掛けや家族との連携を図り、体調管理をしっかり行なう。皮膚トラブルがある利用者様もいるので作業前に必ず確認する。
- ⑤ 狭い場所や危険なものも多いため、一人一人が声を出し、声を掛け合いながら作業を行う。
- ⑥ 注文に対応できる体制を整え、売り上げを伸ばす。営業活動から販路も増やしていく。作業を細分化し、利用者様が出来ることを段階的に増やしていく。
- ⑦ 消耗品の使用については、作業の手順を考え、経費削減につなげる。食材の価格も高騰している為、毎月の予算確認をする。
- ⑧ 嗜好調査、残食確認、メニューの工夫をしながら、食事の楽しみに繋げる。

販路：ラボラーランチ、弁当販売（石巻駅前イオン）、食の自立支援事業

令和4年度分年度売上 (見込み)	1,700,000 円
令和5年度売上目標	2,100,000 円

13. 就労支援計画

【現状】

就労移行支援サービスは、引き続き、休止中である。

令和3年度に株式会社ヨシケイ様に就職した就職者も継続して勤務できています。就業後にラボラーレに来所しており、その際にコミュニケーションを図り、精神状態の把握に努めています。ご本人の状態に変化があればヨシケイ様へ連絡するようにしており、理解と配慮の元に就労が継続出来ています。

その他の取り組みとしては、ハローワークから求人票を取り寄せ、施設内に掲示。日頃の作業でも将来の就労を視野に入れた声掛けや支援を意識しており、利用者様や家族の就労に対するモチベーションの向上も目指している。

しかし令和4年度、就職者は0名。今後の大きな課題となっている現状です。日常生活や施設内での課題も多く、ご家族からは「就労はまだ早い」「難しいのではないか」といった声も聞かれています。

【課題】

- ① 利用者様の就労に対してのモチベーションの向上。
- ② 求人情報の収集、企業説明会等への参加。
- ③ ご家族の就労に対しての意識改革と意欲向上。

【行動目標】

- ① コロナ禍により休止していたイオンでの外部販売がR5.3より再開しています。また今後も作業委託における外部との連携も通して、利用者様の就労に向けてのモチベーションを上げていきたい。併せて、利用者様に対して積極的な企業見学を提供していく。
- ② ハローワーク、就業生活支援センターとの連携、地域企業とのつながりの構築、積極的な企業見学や実習を実行する。
- ③ 就労活動を実行し、経験を重ねていただく。実績と経験を重ねる事でご家族、ご本人ともに就労に対しての意識が変わる事が予想されます。また、これまでの就職者の成功例を活かし、就労後のサポートも可能な限り行っていきたい。

14. 日中一時支援事業計画

【現状】

利用登録者は10名。

平均稼働率は61%。

新規に利用を開始された方は1名。

現在利用されている利用者様に関しては、大多数が大きな体調の変化なく通所いただいております。それぞれの希望に応じた活動を提供しています。

日々の定員に余裕がある状態であるため、不定期での利用や他事業所での休日にあたっての利用、支援学校の長期休み等での利用など、柔軟に対応することができている。

【課題】

①継続して利用いただいている方の中には、一度休みが続いてしまうとその後しばらく休みがちになってしまう傾向もみられる。

②稼働率の向上。

【行動目標】

①利用者様それぞれの希望や特性にマッチした活動を提供し、充実感を得ていただけるような支援を行っていく。

利用予定日にはなるべく通所いただけるよう、利用者様本人とコミュニケーションをとりながら、相談支援事業所との連携も図りつつ、継続した利用ができるように支援を行っていく。

②相談事業所との連携を図りながら、新規のご利用者様の受け入れにつなげる。

15. 行事計画方針

利用者の方々に季節感を感じて頂けるような行事等を創出、企画し、ストレスの軽減、日々の生活の活力となるように推進していく。

16. 施設防災対策

【目的】

法人の防災体制の整備目的に基づき、安全な施設環境の整備と避難訓練の計画を行い、利用者及び職員の生命の安全と災害の予防へ努める。

(1) 年間避難訓練計画

月	種類	訓練想定
6月	総合防災訓練	厨房火災からの避難、通報、誘導訓練
6月	消火訓練	水消火器を使用した消火訓練
7月	洪水・大雨避難訓練	乗車避難訓練
9月	原子力災害訓練	屋内退避訓練

※ 6月の総合防災訓練については、消防署立会の訓練とする。

※ 東日本大震災での経験を教訓とし地震による火災の想定を訓練へ取り入れ計画する。

※ その他、必要な訓練については事業所訓練とし、別に計画する。

(2) 施設の安全管理

- ・利用者が施設で安心して過ごせるよう建物の区域ごとに責任者を配置し施設設備、器具機械の点検を励行し、危険箇所の確認をする。

ラボラーレ火器取締責任者一覧表

点検区域	火器取締責任者	
	正	副
事務作業室	佐々木 央	沖津 芳恵
厨 房	佐々木 宗子	若山 幸子
パン工房		
休憩室	島本 洋輔	伊藤 しず香
作業室(自販機)		
ホール	伊藤 安彦	佐々木 央
トイレ	石川 恵一	遊佐 佳子
洗濯室	津田 晃宏	伊藤 安彦
男性更衣室		
女性更衣室(利用者様)	伊藤 しず香	三田 真紀子
女性更衣室(職員)		
選果室	遠藤 洋徳	阿部 修治
農業		
イチゴハウス		
喫煙所		

(3) ラボラーレ(桃生)自衛消防隊編成表

- ・火災、地震時の担当者を配置し、迅速な対応が図れるようにする。

隊 長 (防火権原者)		萬代 美保	
副隊長 (防火管理者)		佐々木 央	
班 名	隊 員		任 務 内 容
通報連絡	班長	○阿部 修治 ○遠藤 洋徳	1 消防署への通報及び通報確認 2 施設内通報 3 職員及び地域協力員に通報 4 隊員への命令伝達及び情報収集 5 通報完了後は避難誘導へ
消 火	班長	○石川 恵一 ○佐々木 宗子 ○津田 晃宏 ○伊藤 しず香 ○鹿野 達也	1 消火活動 2 消防署員の誘導
避難誘導	班長	○伊藤 安彦 ○佐藤 かほる ○若山 幸子	1 非常口の開放 2 避難障害物の排除 3 避難誘導及び移送

		○遊佐 佳子 ○沖津 芳恵	4 残留者の検索
救護	班長	○三田 真紀子 ○四倉 恵津子 ○八木 初枝 ○阿部 麻美	1 救護所の設置 2 負傷者の救護 3 緊急収容先の確保
非常持出	班長	○佐々木 央 ○島本 洋輔	1 重要書類・重要物品の持出し 2 搬出物品の保管監視 (避難誘導完了後は全隊員で)

(4) ラボラーレ(桃生)自衛水防隊編成表

・洪水、大雨時の担当者を配置し、迅速な対応が図れるようにする。

隊長(防火権原者)		萬代 美保	
副隊長(係長)		佐々木 央	
班名	隊員		任務内容
情報伝達	班長	○遠藤 洋徳 ○阿部 修治	1 施設内通報 2 職員及び地域協力員に通報 3 隊員への命令伝達及び情報収集 4 通報完了後は避難誘導へ
避難誘導	班長	○伊藤 安彦 ○佐藤 かほる ○若山 幸子 ○遊佐 佳子 ○沖津 芳恵 ○佐々木 宗子 ○石川 恵一 ○伊藤 しず香 ○鹿野 達也	1 非常口の開放 2 避難障害物の排除 3 避難誘導及び移送 4 残留者の検索
救護	班長	○三田 真紀子 ○四倉 恵津子 ○八木 初枝 ○阿部 麻美	1 救護所の設置 2 負傷者の救護 3 緊急収容先の確保
非常持出	班長	○佐々木 央 ○島本 洋輔	1 重要書類・重要物品の持出し 2 搬出物品の保管監視 (避難誘導完了後は全隊員で)

17. 職員の資質向上のための研修計画

社会福祉施設における役割には大きな期待が寄せられている。それに応える職員の資質向上と変化の激しい福祉施設のニーズの多様化に対応するため各種研修会へ積極的に参加し、職員間の連携と共通認識をより深めるため内部研修も開催していきたい。

(1) 外部研修

研修名	研修内容
宮城県サービス管理責任者研修	サービス管理について
スキルアップセミナー研修	障害特性に関する支援知識・技術のスキルアップ
宮城県新任職員研修	対人援助について ほか
相談支援従事者研修	相談業務について
障害者就労支援会議	石巻地域就労支援について
施設視察研修	関連施設の把握、関係機関との連携の強化
防火管理者講習会	防火知識を向上させることで施設サービスの安心を構築

※他、宮城県社会福祉協議会主催等の各種研修への参加を実施していく。

(2) 内部研修

研修名	研修内容
就労支援研修	適切な職業選択や就職の為の相談援助技術の習得 基本的な労働習慣の体得など就業準備の為の支援の方法 実際の職場における支援方法
対人援助基本技術研修	対人援助の基本的技術について
障害者虐待防止研修	虐待防止の具体的事例等について
サービス向上研修	個別の案件についてのサービスの向上の共有を図る
身体拘束廃止研修	身体拘束防止について
KYT トレーニング研修	危険予知について
障害者関連法研修	法制度に関する研修及び、事例研修
権利擁護研修	障害者の権利擁護について
衛生管理研修	食品、感染に関する衛生管理について
事例検討会	検討事例等の考え方等の習得のための研修

18. 地域における公益的取り組み

社会福祉法の改正に伴い、法人事業計画へ記載されているとおり、法第24条第2項へ準拠した取り組みを実施するとともに、事業所が所在する地域の現況へ応じた取り組みを企画して参ります。

事業名	内 容
ランチ・交流の場の提供	独居高齢者世帯の方等を対象に、栄養バランスの摂れた食事を低価格で味わっていただきながら、外出と交流の機会を提供する。
地域講師派遣	地域のからの依頼に応じ、講師派遣する。